

規制改革推進会議（第28回）

議事概要

1. 日 時：令和8年6月29日（月）14:14～14:50
2. 場 所：総理大臣官邸2階小ホール（、オンライン）
3. 出席者：
 - （委 員） 富田哲郎議長、林いづみ議長代理、
芦澤美智子委員、落合孝文委員、川邊健太郎委員、佐藤主光委員、
杉本純子委員、中室牧子委員、堀天子委員、御手洗瑞子委員
 - （政 府） 高市早苗内閣総理大臣、木原稔内閣官房長官、城内実規制改革担当大臣、
岩田和親内閣府副大臣、金子容三内閣府大臣政務官、
露木康浩内閣官房副長官、阪田渉内閣官房副長官補、佐伯耕三内閣広報官、
井上裕之内閣府事務次官、林幸宏内閣府審議官
 - （事務局） 内閣府規制改革推進室 阿久澤孝室長、福田誠次長、菱山大次長、
宮本賢一参事官
4. 議題：規制改革推進に関する答申（案）について

○富田議長

ただ今から、第28回規制改革推進会議を開催いたします。

本日は、富山議長代理、間下委員が御欠席です。また、本日、佐藤委員はオンラインで御参加いただいております。

初めに、城内規制改革担当大臣から御挨拶を頂戴いたします。

○城内規制改革担当大臣

富田議長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして心から感謝申し上げます。

本日は、昨年の秋以降、これまで積み重ねていただきました議論の成果であります、規制改革推進に関する答申（案）について御議論いただくものであります。

委員・専門委員の皆様方には、昨年10月の高市内閣の発足以降、私も記者会見の場で毎回御紹介させていただいておりますが、実に36回にわたり、単純計算で週1回程度のハイペースでワーキング・グループを開催していただきまして、そして、また、精力的に御議論いただきましたこと、改めて皆様方に心から御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

今回の答申案にはそれらの議論の成果として、高市総理から御指示のございました

「強い経済の実現」と「地方を伸ばし、暮らしを守る」という二本柱の下で、様々な改革事項が盛り込まれていると認識しております。委員の皆様方には、今回も精力的に御議論いただきたく思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○富田議長

ありがとうございます。

それでは、本日の会議では、先ほど城内大臣もおっしゃっておられました規制改革推進に関する答申（案）について審議を行いたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

答申（案）につきまして、お手元の資料１が概要、資料２が本文となっております。

それでは、資料１に沿いまして御説明いたします。先ほどの大臣からの御挨拶にもございましたように、今回の答申では「強い経済の実現」と「地方を伸ばし、暮らしを守る」の二本柱で各事項を整理しております。その上で、主な事項を中心に御紹介いたします。

まず、「強い経済の実現」についてですけれども、１ページ目ではＡＩの社会実装を促進する事項をまとめております。

一つ目は、「政府情報システムの調達・開発等におけるＡＩ駆動開発の導入促進」でございます。

二つ目につきましては、「フィジカルＡＩを活用した歩行型ロボットの社会実装に向けた公道実証実験の推進」につきましては、道路交通法における道路使用許可の基準や道路運送車両法における取扱いを明確化することで歩道での実証実験を実現し、フィジカルＡＩの社会実装を促進することとしています。

次に三つ目でございますが、「自動運転の推進に向けた規制等の運用の円滑化」でございます。

四つ目の「次世代ＡＩデータセンターの国内立地の加速」につきましては、データセンターに格納するリチウムイオン蓄電池について、国際基準等を踏まえ、消防法令や建築基準法令における扱いを見直すこととしております。

また、五つ目の「ＡＩ時代に対応する規制・制度改革の在り方」では、ＡＩをはじめ急速に進歩をする新たな技術等の社会実装を促進するため、情報収集・分析の効率化、調査・実証の早期化、また、各規制改革の関連制度の積極活用、検討期限の事前設定などによる制度改正の迅速化に取り組むこととしております。

また、２ページ目でございますけれども、一つ目・二つ目は、医療等データの利活用を促進するため、「電子カルテデータの利活用の促進」や「本人同意不要の医療データの範囲・利用主体・利用目的の在り方」の検討を行い、こうしたデータを治療や研究開発に活用できるようにしていくものでございます。

そのほか、「独占禁止法に基づく議決権保有制限の見直し」や「変形労働時間制」や「裁量労働制」の見直し、また、3 ページでは、「農地利用の最適化のための制度面・運用面の見直し」や「植物工場の促進に向けた規制等の在り方」についても盛り込んでおります。

続きまして、3 ページの「地方を伸ばし、暮らしを守る」についてでございますけれども、まず一つ目の「在留管理制度の運用適正化」といたしまして、在留資格「技術・人文知識・国際業務」による外国人の適正な受入れに取り組むこと。

次に二つ目で、「法人登記の代表者住所非表示措置」につきましては、既に措置対象となっておる株式会社に加えまして、プライバシー保護の観点から公益法人やNPO法人などにも対象を拡大することで、誰もが安心して法人を設立・運営し、挑戦できる環境の整備を促進するとしております。

また、三つ目の「自転車防犯登録」につきましては、ローカルルールを是正し、防犯登録のデジタル化・標準化を図ることとしております。

なお、この答申（案）に関連いたしまして、参考資料1として、先ほど申し上げました「AI時代に対応する規制・制度改革の在り方」の具体的な内容、また、参考資料2といたしまして、今回の答申の日本成長戦略の戦略分野に資する事項、また、参考資料3といたしまして、本年2月から3月にかけて実施したAIの社会実装において障害等となる規制・制度についての情報提供で頂いた情報に関連する事項をまとめているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○富田議長

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御意見を頂きたいと思います。短時間となり恐縮ですが、おのおの1分半程度でお願いいたします。

では、芦澤委員、お願いいたします。

○芦澤委員

慶應義塾大学の芦澤でございます。

私は規制改革推進会議と日本成長戦略会議スタートアップ政策推進分科会に参加いたしまして、両会議をリードされた城内大臣には大変お世話になりました。ありがとうございます。そして規制改革推進室の皆様には、今回、大変なスケジュールなどの中、ありがとうございました。

高市政権が発足してから8か月ということだと思いますが、この間、AIの進化が目覚ましくありました。人間側の問いに応答する存在だったAIが瞬間に自ら自律的な存在、エージェントとなってそのような変化を遂げました。そして、その延長線上に日本が今度こそ優位性を持つと言われているフィジカルAIが目前に迫っております。この歴史的な転換点において規制・制度改革の最前線におりますと、従来型の規制改革制

度では立ち行かないという危機感が日々募りました。

本日提出した意見書、「A I時代の規制・制度改革に関する意見」では、規制・制度改革の考え方の転換、それから、制度の見直しを訴えております。規制・制度改革はそれ単独目的のためにあらずです。産業政策の手段として視座を上げて取り組むべきと考えます。

そして私は、変革するべきは実は政府だけではないとも考えました。民間もアニマルスピリッツを取り戻し、イノベーションに挑戦する姿勢が求められます。私自身、ビジネススクールの教員として、本気の政府に呼応できる民間人材の育成と官民の橋渡しに引き続き尽力してまいりたいと思います。

高市総理、皆様におかれましては、強い経済の実現に向けて民間が挑戦できる規制・制度への決断・実行をお願いいたします。

私からは以上です。

○富田議長

ありがとうございます。

次に、川邊委員、お願いいたします。

○川邊委員

ありがとうございます。

私にとって本会議に正式に出席するのは今日で最後になります。この数年、行政のデジタル化やA Iの活用、地域の交通など、これからの日本に直結するテーマと一緒に議論できたことに、皆さんに御礼を申し上げます。

規制改革と言うと、規制を緩める話と受け取られがちですが、私はそうは思っておりません。人手が足りなくなった社会で新しい担い手と技術を、どう責任ある形で社会に組み込んでいくか、そこに本質があると考えております。

私自身、これからA Iを相棒に新しい事業を立ち上げていこうと考えております。人を増やして大きくするのではなく、一人一人がA Iを使いこなして何十人分もの仕事ができる時代になりつつあります。働き方も、会社の形も、地域との関わり方も、これからA Iによって大きく変わっていくはずです。

その面で見ると、ライドシェアも単なる交通政策ではありません。地域にある車、空いている時間、運転できる人、眠っている力を、安心・安全を前提に社会の移動インフラにつなぐ挑戦だと捉えています。もちろん安全の確保や適切な労働環境も大前提としてあります。その上で、曜日や時間帯、営業区域、車両数といった制約が現場のニーズに合っているのか不断に検証し、必要ならすぐに見直す、この検討を止めてはならないと思います。

制度が守るべきは、今ある供給の形そのものではありません。利用者が必要な時に安全に移動できる、その状態を実現することです。今回の答申を出発点に、内閣府、そして国土交通省にはユーザー目線に立って現場の実態の改善に努めていただくことを期

待したいと思います。

3年間にわたり、本当にありがとうございました。

○富田議長

それでは次に、杉本委員、お願いいたします。

○杉本委員

杉本純子でございます。デジタル・A I ワーキング・グループと健康・医療・介護ワーキング・グループに参加させていただきました。

今年2月の本会議にて、今後、A I の社会実装を促進するためには技術の進展のスピードを考慮し、適時適切な規制改革がなされるよう、規制等の見直しの在り方について再検討する必要があるのではないかと発言させていただきました。その考えは2月以降のワーキングに参加していて更に強いものとなり、今回提出された意見書にも他の委員の皆様と共に名を連ねさせていただきました。

そうした中、今回、「A I 時代に対応する規制・制度改革の在り方（案）」として、A I 時代に即した具体的な規制・制度改革の在り方が提言されたことは大変意義のあることと思っております。

この在り方（案）でも言及されているとおり、この規制・制度改革は迅速化・柔軟化という言葉が大変重要なキーワードであると思っております。検討期限の事前設定とともに、法や制度等の柔軟な更新の前提が意識されることが必要です。

私は法律学を専門にしておりますが、日本は、法制度の制定や改正等に際して、諸外国に比べても非常に慎重に検討を重ね、法改正等に時間を要する傾向にあったと思います。その慎重さや細かさがこれまで日本の法制度を強固なものとしてきたわけですが、A I 時代にあってはこうした傾向を意識的に変化させていく必要があろうかと思えます。

適時適切な規制・制度改革のためには、改革に携わる者の意識改革も同時に進めていく必要があります。そうした意味では、在り方（案）にも言及されている府省庁横断の連携の必要性という点についても、同様に連携に係る意識改革が必要ではないかと感じております。

今後、この規制・制度改革の在り方（案）が速やかに実現されていくことに期待しております。

以上です。

○富田議長

ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員

健康・医療・介護ワーキング・グループの座長を務めさせていただきました、一橋大学の佐藤です。今回、オンライン参加となり申し訳ありません。

私からは3点、申し上げたいと思います。

第一点は、医療データの利活用についてです。関係省庁に御協力いただきまして、本人の同意を要さない医療データの利活用については一定の進展が見られていますが、他方、データの一次利用は厚生労働省、二次利用は内閣府という形で省庁の縦割りが残ったままになっております。是非、一次利用と二次利用の一体的な運用、その改善に向けて司令塔を作っていくということが必要と思います。また、一体化に向けて、さらに欧州の例に倣って医療データの利活用についての特別法の制定も場合によっては視野に入ってくるように思います。

第二は、AIを使った画像読影です。現在、2名の医師による読影・診断が必要とされています。しかし、現場では人手不足が慢性化しています。また、AIの技術進歩は目覚ましく、こうした新たな技術を積極的に取り入れていくことは慢性的な労働不足への対応と患者の安全性の確保の両立につながるかと思います。また、AIの利活用というのは強い経済を目指すという現政権の方針にもかなうものだと思います。

第三は、介護現場におけるタスクシェアです。今回、介護職員に認められた医行為に経管栄養というものがあるのですが、その中で食道ろうが介護職員ができる医行為として追加されるかどうかということが検討されることになっております。しかし、食道ろうに限らず、家族には認められているものの、介護職員ができない他の医行為というものもあるわけです。これらについても安全性を前提に介護とのタスクシェア・シフトを進めていくということが肝要かと思います。

第二と第三の点、つまりAIによる画像読影であれ、介護現場での医行為であれ、共通するのは一旦それを認めると他にも見直しが広がるのではないかという意味での蟻の一穴を恐れる規制当局の頑なな姿勢です。これがあつために、食道ろう以外は駄目だとか、画像読影もとにかく駄目だみたいな形で、なかなか規制の見直しが進みません。こうした姿勢は現場の多様な実態にかなっておらず、ひいては患者など利用者の利益にも反するように思います。是非、この辺、蟻の一穴を恐れること無く規制改革を進めていければと思います。

私からは以上です。

○富田議長

ありがとうございます。

次に、堀委員、お願いいたします。

○堀委員

今期も規制改革推進会議の答申の取りまとめに当たり、高市総理、城内大臣のリーダーシップの下、規制改革推進室など、内閣府の皆様の御尽力に敬意を表します。

働き方・人への投資においては、1年単位での変形労働時間制や裁量労働制の適用対象業務の在り方について議論を行いました。柔軟にやりがいを持って働く働き方を望む労働者の皆様の要望を現在の制度で吸収ができるのか、既存の制度では足りない部分を

どのように補っていくのかという点が論点になりました。AIを活用した企業運営が進めば、より人材層や働き方が変わってきて、日本としてもこれを積極的に推進していく以上は、時間から、成果を評価する労働法制の議論は必須になると考えます。

全国の移動の足不足の解消に向けた自動運転とライドシェアの推進に関しましては、自動運転の本格化にも時間が掛かりますので、是非、両輪で御検討いただけたらと思います。

法律家としても大変興味がありますのは、今後、規制の内容として、ドライバーという人を主として管理する安全運行サービスを提供するという考え方から、安全な運行サービスを担う仕組みの多くが、あるいは全てが自動化されたシステムなり安全なシステムをどのように運用・提供していくのかという規制の在り方へのシフトが必要になってくると考えます。実施主体の責任の在り方や管理の内容とともに、知見と見識のあるプレーヤーの参入拡大に向けた議論を期待します。

以上です。

○富田議長

ありがとうございます。

次に、御手洗委員、お願いいたします。

○御手洗委員

御手洗でございます。答申の取りまとめに当たっては、皆様にお世話になりまして、どうもありがとうございました。

今日は少しざっくりとしたお話なのですが、原則と例外の逆転、ということについてお話をさせていただければと思います。私は東京と気仙沼の二拠点で生活をしており、行ったり来たりしているのですが、そうしますと、特にコロナ禍収束後、もう東京と地方というのが別世界のようになっているということを強く実感するところです。東京は世界都市として成長を続けており、優秀な人材が流入し、人口も増えておりますけれども、地方の人口減少と高齢化というのは非常に急速で、深刻な働き手不足が発生しており、医療・教育・交通・物流など、基本的なインフラの維持が困難になりかかっているという状況にあるかと思います。

このような東京の場で、こうした議論をしていると、なんとなく地方というのが、遠くにある小さくて弱いマイノリティーみたいな存在に感じられるかと思いますけれども、日本の人口のマジョリティーは地方に住んでおります。それに、人が生きるのに必要な食料やエネルギーなども地方で生産しております。極端な言い方をすれば、地方の方こそが日本の主体であって、都市部の方がやや例外的な空間であるのではないかと考えます。

そういったことを踏まえまして、これからの規制改革の考え方についての提案です。それは、原則と例外を逆転させることです。今までは東京を標準として規制が考えられて、それが成立しない地方に対して例外措置が当てはめられるということが多くあった

かと思います。けれども、今後はそうではなく、地方を原則として規制を考え、規制を改革する。そして東京などの大都市の状況がそれに当てはまらない場合は、都市部の方に例外措置を当てはめる、とした方が建設的ではないかと考えます。

圧倒的な人口減少に直面している地方では、ライドシェアのようなシェアエコノミーも、そして先ほどからお話にありますようなＡＩによる画像診断のようなテクノロジーも、食欲に取り込んでいかないと、社会が行き詰まってしまいます。生活が立ち行かなくなります。

一方で、東京にはタクシーがたくさんいるとか、医師がたくさんいるといったことは、わかっております。ただ、そちらの方が日本全体で見ると例外だということです。

地方に原則を置き、地域が持続可能になるように食欲な規制改革を行う。都市部は事情が違うということであれば、そちらを例外措置で対応する。そういったことで思い切った規制改革をしていくことはできないか。その方が社会が前進しますし、いずれ都市部に新しいテクノロジーを導入する際にも、先に社会実装されていれば洗練されたものになっていることと思います。そのように規制改革が進んでいくことを切に願っております。よろしくお願いいたします。

○富田議長

ありがとうございました。

それでは次に、落合委員、お願いいたします。

○落合委員

スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ、GX・サステナビリティサブワーキング・グループの座長をしております、落合と申します。

スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループでは、会社法や独占禁止法、法人登記、景品表示法、ワイヤレス給電を含む電波、ドローンなどを取り扱わせていただきまして、GX・サステナビリティサブワーキング・グループでは蓄電池やペロブスカイトなども取り扱わせていただきました。これまで多くの議論を重ねてくださった事務局、関係委員、そして関係省庁の皆様の御尽力に心より感謝を申し上げたいと思います。

本日、「ＡＩ時代に対応する規制・制度改革の在り方」が答申事項の中に含まれております。高市総理、城内大臣のイニシアチブもございまして、スピード感を持って事務局と整理を進めることができました。ミュトスのアクセス権は数日で変わりましたが、この制度改革の議論も非常にスピード感を持ったものだったと思っております。

本日、意見書を提出させていただいておりますが、これは答申を今日までできる最大限の整理を進めていただいたという前提で、さらに、関係委員と共にこの先１年から２年で取り組むと良いのではないかと考えた点を述べさせていただいたものです。規制改革というのは、既に各委員からもコメントがございましたが、規制緩和ということでは

なくリスクに応じてルールを現代化する取組だと捉えております。詳細な仕様規制から性能・成果に着目した規定への移行を進めるとともに、それを実効性があるようにするための執行体制の整備といったものも必要であります。

A I 開発・利用のためのデータ整備、業法等をはじめとする各法令での技術を生かせる法的予見可能性の確保ということを併せて進めることが必要ではないかと思っております。特に規制のサンドボックスをはじめとする実験・実証の仕組みについては運用にとどまらず、制度と運用の両面から加速化に向けて見直していくことが重要と考えております。

そして、こうした取組は成長戦略と一体で取組を進めることが重要です。本日も参考資料の中に入っておりますが、こういった一体化は非常に重要ですし、データの整備から開発・実証・社会実装、そして国際展開まで一貫してつなぎ、成長戦略を実現する、国際標準化も束ねていく。規制はこういった成長戦略の中の戦略の一部として整備されていながら、最終的には公共調達による事業の推進も併せて実施されていく。これを支えていく政府の体制整備も含めて、スピード感を持って規制・標準・認証の一体的な改革を、是非、高市総理、城内大臣をはじめとする政府の皆様と進めていければと思っております。

どうもありがとうございました。

○富田議長

ありがとうございました。

それでは次に、中室委員、お願いいたします。

○中室委員

ありがとうございます。

デジタル・A I ワーキング・グループで座長を務めました慶應義塾大学総合政策学部の中室牧子です。今回の取りまとめに当たり、多くの方に御尽力いただきましてどうもありがとうございます。

委員の連名で意見書を出させていただきましたとおり、デジタル・A I ワーキング・グループを中心に、成長戦略で今後行われる投資の効果を十分に発揮できないのではないかと考えられるような規制の存在が明らかになり、規制改革の在り方自体を見直していくことが急務であると感じております。例えば、4月に行われましたワーキング・グループでは、事業者及び大学が歩道を走行する二足歩行ロボット、四足歩行ロボットなどの公道実証実験を実施しようとしたが、現行法上の車両区分が不明確であったため、許可が得られず実証を断念したというケースが議論になりました。A I ロボティクス、あるいはフィジカルA I というのは国家戦略であり、社会実装を加速すべきと片方言いながら、いざ現場で許認可を得ようとする、安全性が証明できないと実証は許可できないということであり、国として一貫した意思決定をすることができていないという問題があるかと思えます。

この点については、本日の取りまとめでも明らかになったとおり、道路運送車両法上の取扱いを明確化するということが答申に盛り込まれたことは大きな前進だと思いますが、これ以外のワーキング・グループにおいても、やはり複数の省庁が関わる規制において成長戦略が示された方向性と矛盾するような立場を取ったり、あるいは規制が行われているということが明らかになりました。共通した問題として、一体誰が主導し、誰がリーダーシップを取ってその規制を見直していくのか、調整を行うのかということが明確でないという問題がございます。

加えて、技術進歩が速いA I・デジタル分野の規制は、一度見直したり整理したら終わりではなく、ユースケースを観察しながらどのようなリスクが生じるかを洗い出し、新たな規制とその見直しを随時行う伴走型であるべきと考えられます。政府が進める投資と規制改革を整合的かつ一体的に進めていくことが必要であり、規制・制度改革の在り方、そしてそれらを迅速に改革する手法の開発も含めて不断に見直しをしていくことが必要であるということを申し述べさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○富田議長

ありがとうございます。

では次に、林議長代理、お願いいたします。

○林議長代理

ありがとうございます。弁護士の林いづみです。地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループの座長を担当しております。

高市総理におかれましては、御就任以来、日々発生する国内外の難局に立ち向かう怒涛の日々を送られていると思います。どうぞ御自愛のほど、お願いいたします。

規制改革推進会議では、民間委員、そして官民から集結した事務局の献身的サポートを頂き、本日の答申案をまとめました。答申の実施事項は296ページと多岐にわたりますが、現行の規制がイノベーションを阻害している象徴的な写真として、お手元のA 3の資料1の1ページ目のロボットの公道実験の写真をご覧いただければと思います。これは何をしているかと言いますと、現行の道路交通法の解釈上、四足歩行ロボットの区分が不明であることから、一般歩行者と隔離するために横断歩道を歩行するロボットの四方をロープを持った4人がまるでセーブをお守りするように囲んで実験を行っているのです。

しかし、これでは本来の目的である公道での安全性データ収集や自律稼働に必要なA Iの学習はできません。少子高齢化・人口減少に伴い、地域生活、地域経済における移動インフラの確保や農林水産業の持続可能性確保は待った無しでございます。高市総理のリーダーシップで、イノベーションとその社会実装の促進を阻害する現行の規制を大胆に改革していくよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○富田議長

ありがとうございました。

では、最後に委員として私からも意見を申し上げたいと思います。

本当に短期間の中で各委員の皆様、また、事務局の皆様、非常に充実した答申をまとめていただきました。ありがとうございます。私もこの間の規制改革が地域や社会の課題解決を着実に後押ししていると感じております。

私が所属するＪＲ東日本グループでも、今年５月から20か所ほど、オンライン診療ができる無人のブースを駅に設置しております。それからモビリティの分野でも今年５月から、東北地方の気仙沼線ＢＲＴ（バス高速輸送システム）において、専用道の区間ではありますが、レベル４の自動運転も実施しているところでございます。こうした取組が可能になりましたのも、正に規制改革の成果でございます。関係者の皆様の御尽力に感謝申し上げたいと思いますし、引き続きの御尽力をお願いします。

そういう意味で２点、申し上げたいと思います。

一点は、本当の意味の働き方改革を実現していただきたいということ。労働人口の減少の中で、一人一人の働き手のアウトプットを最大化して付加価値労働生産性を上げるということが強い経済づくりの大前提だと思います。裁量労働制だけではなくて、柔軟で自律的に働ける働き方、それから成果に応じた処遇を実現することが、やりがいの創出、あるいはエンゲージメントの向上、そして本人の成長につながる、労使双方にとってメリットのある改革となると思います。是非、引き続きの御検討をお願いしたいと思います。

二点目は、いわゆるコーポレートガバナンス改革でございます。コーポレートガバナンスコードの改定、あるいは会社法改正の進められていると承知しておりますが、欧米に比較して強過ぎる株主の権利の是正を含めて、短期的な利益や目先の株価、資本効率だけを重視するのではなく、中長期的な企業価値の向上に向けた研究開発、設備投資、人材への投資がより評価される環境の整備をお願いしたい。

以上でございます。

それでは、以上、委員の皆様から様々な御意見を頂きました。大変ありがとうございました。

それでは、答申の議決に移りたいと思います。委員の皆様の御異議がなければ、資料２の規制改革推進に関する答申について、案のとおり決定いたしたいと存じますが、皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○富田議長

ありがとうございます。

御異議がございませんでしたので、案のとおり決定いたします。今後、政府におかれましては、取りまとめ事項が着実に実現されるよう取り組んでいただくことを期待しております。

なお、本日は参考資料６－１としまして、規制改革実施計画のフォローアップ結果の概要を配付しております。例年、実施計画の実施状況をフォローアップしており、本年も会議終了後、答申と同時に公表することにいたします。

なお、参考資料６－２の本体は、本会議の開催に先立ち、各委員にはあらかじめ送付しております。大部でございますので、ペーパーレスの観点から会議での配付は省略しております。

それでは、ここで高市総理から御発言いただきたいと思います。今、プレスが入室しますので、お待ちいただければと思います。

(報道関係者入室)

○富田議長

では、総理、お願いいたします。

○高市内閣総理大臣

皆様、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございます。

本日、規制改革推進に関する答申を取りまとめていただきました。

高市内閣では、フィジカルＡＩを活用した歩行型ロボットの推進や、ＡＩ搭載の自動運転の推進、次世代ＡＩデータセンターの国内立地の加速などのＡＩの社会実装の促進、また、医療等データの利活用の促進、法人登記の代表者住所非表示措置の対象拡大及び運用改善など、答申いただきました規制・制度改革を日本成長戦略に積極的に取り込み、事業者の予見可能性を高め、官民投資ロードマップの下で、民間投資を最大限引き出します。

例えば、フィジカルＡＩを活用した歩行型ロボットについては、現在の規制では、歩道での実証実験にも制約が生じ、投資を引き出すことはできません。道路交通法における道路使用許可の基準や、道路運送車両法における取扱いを明確化することで、歩行型ロボットの社会実装を目指す事業者の予見可能性が大いに高まります。

政府として、これらの御提言を規制改革実施計画として速やかに閣議決定し、スピード感を持って実行に移してまいります。

城内大臣は、今回の答申を踏まえた規制改革実施計画を取りまとめるとともに、特に重要なものについては骨太方針や日本成長戦略に反映してください。

また、ＡＩに関するイノベーションが急速に進展する中、こうした技術の社会実装を迅速化させるため、規制・制度改革に向けた情報収集・分析の効率化、調査・実証の早期化、サンドボックス制度などの積極活用、検討期限の事前設定などによる制度改正の迅速化など、「ＡＩ時代に対応する規制・制度改革」を推進いたします。

この取組を後押しするためにも、デジタル行財政改革会議を「ＡＩ・デジタル改革推進会議」に改組し、同会議を中心として、府省庁横断でＡＩを前提とした規制・制度や運用ルールの抜本的な見直しを行うことで、社会全体のＡＸを推進いたします。

あわせて、内閣官房に「ＡＩ・デジタル改革推進チーム」を設け、府省庁の垣根を越

えて総合調整を行います。

以上でございます。誠にありがとうございます。

○富田議長

大変ありがとうございました。

(報道関係者退室)

○富田議長

どうもありがとうございました。

本日の議事は以上でございます。大変ありがとうございました。